Copyright© 2025 捧大地【ねんネコ塾™（minso-nyumon.com)】All rights reserved.

令和７年 10 月１日（補訂版）

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（五月雨式編）

捧　大地

第１編　第６章　弁論主義　第１節　～導入～

［例え話VI-A］

サッカーの試合において、いきなり主審が、攻撃側のチームに対して、「今、右サイドがフリーだからボールを回せば得点できるぞ！」と大声で助言し、なんと審判がボールを蹴ってそれが攻撃側の FW に渡った。そして、攻撃側のチームが見事に得点した。

この場合において、あなたが、守備側のチームの関係者又はサポーターだとしたら、上記主審の言動について、どう思うだろうか？

また、あなたが、どちらのチームの関係者又はサポーターではなく、サッカーをこよなく愛する一サッカーファンだったらどうか？

［設例VI-１］

あなたが、民事訴訟事件において、相手方が全く主張していなかった主要事実・法的構成を判決においていきなり裁判官から認定されたら、あなたはどう思うだろうか。不意打ちとは思わないだろうか？

例えば、有名な関連判例では、

【最判昭和 33 年７月８日（民集 12 巻 11 号 1740 頁〔百選６版「43」〕)】

【最判昭和 55 年２月７日（民集 34 巻２号 123 頁〔百選６版「42」〕)】

等がある。

第１　弁論主義

１　前提

「権利そのものは、観念の所産であって、その存否を直接に知覚・認識することは不可能である。そこで、民事訴訟においては、まず権利の発生、変更または消滅を基礎づける事実の存否を確定し、そしてこれに法を適用することによって、権利の存否を判断するという方法を採る。[1]」

そして、「権利の発生、変更または消滅を基礎づける事実の存否を確定すれば、その論理的組合せによって、現在における権利の存否を判断することができる。

---

[1] 『NBS 民訴法』95 頁

Copyright© 2025 捧大地【ねんネコ塾™（minso-nyumon.com)】All rights reserved.

[2]」

２　主張原則・自白原則・証拠原則

このように、「まず事実を確定し、それに法を適用することによって権利の存否を判断するのであるが、通常民事訴訟事件においては、ありとあらゆる事実の存否を審理するわけではなく、当事者によって主張された事実**のみ**を審理する。例えば、権利の消滅を基礎づける事実としては、前述の弁済、消滅時効、相殺のほかにも、代物弁済、免除、供託など、様々な事実の存在が考えられるが、それらをすべてを審理するのではなくて、当事者によって主張された事実**のみ**を審理する」。この原則を「**主張原則**」（一般的にいう弁論主義の第１テーゼ[3]）という。

次に、「当事者の主張する事実のうち、両当事者間に争いのない事実は、証拠調べをせずに、そのまま判決の基礎とする（179 条)。(脚注 2)」この原則を「**自白原則**」（一般的にいう弁論主義の第２テーゼ）という。

第３に、「当事者間に争いのある事実については証拠調べをしてその存否を確定することとなるが、その際には原則として当事者の申し出た証拠によらなければならない。(脚注 2)」この原則を「**証拠原則**（職権証拠調べの原則的禁止)」（一般的にいう弁論主義の第３テーゼ）という。

以上のとおり、「審理の内容面すなわち事実の主張および証拠の提出については基本的に当事者の権能に委ねられており、裁判所の役割は、釈明権（149 条）の行使など、補完的なものにとどまる。これに対して、審理の手続面については、職権進行主義が採用されており、基本的に裁判所の役割である。[4]」

３　弁論主義

以上に見てきた通り、「**弁論主義**とは、判決の基礎をなす事実の確定に必要な資料の提出を当事者の権能かつ責任とする建前をいう(脚注 4)」。

「弁論主義が採られている根拠については争いがあるが、民事訴訟の審理の対象である私人間の権利関係は私的自治の原則に服するものであるから、訴訟上も当事者の意思を尊重すべきであるとする見解（本質説）が通説である。[5]」

以　上

---

[2] 『NBS 民訴法』96 頁

[3] 本レジュメでは、弁論主義の第◯テーゼという呼び方は基本的に用いない。詳しくは、『リーガルクエスト民訴法』208 頁。弁論主義の諸原則に関する用語参照。

[4] 『NBS 民訴法』97 頁

[5] 『NBS 民訴法』98 頁